

港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「港区立高輪台小学校 いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むためにいじめ防止対策推進法規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、本校のいじめ防止対策の基本方針を定めるものとする。

2 取組の基本姿勢

高輪台小学校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの未然防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめは、どの学級でも起こりうる。この認識を全教職員が共通に認識し、未然防止、早期発見、早期措置・解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。解決に当たっては、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を充実させる。なお、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の既定によるものとする。

3 取組の内容 [未然防止 早期発見 早期対応 重大事態への対応]

いじめ問題の対応に当たり、次の4つの段階[未然防止 早期発見 早期対応 重大事態への対処]に応じて必要かつ効果的な対策を講じる。

- (1) 未然防止
- いじめに向かわない態度や能力の育成
 - 校内研修を通しての教員の資質向上
 - 保護者との綿密な連携

①いじめ防止年間指導計画を年度当初に見直し修正・作成するとともに、全教職員で共通理解を図る。

②子供の豊かな心を育成するために、各教科の指導及び道徳教育、特別活動、国際理解教育等の充実を図る。

◇「高輪台学びの約束」を全教職員が意識し教育活動を行い、授業規律の定着を図る。

◇週始めの全校朝会、体育朝会、音楽集会を通しての、児童観察を行う。

◇児童集会・縦割り班活動、あいさつ運動等の異年齢集団での活動を通して、自己有用感を育てる。

◇外部人材、学校図書館、ICT機器等の活用を通して、学習意欲の向上を図る。

◇道徳授業地区公開講座や道徳等で学んだことを日常生活に生かし、道徳的実践力を高める。

◇保育園・幼稚園・小学校・中学校（高松アカデミー）との交流を通して、円滑な接続を図る。

◇花いっぱい運動・町たんけん・義士祭ガイド等、地域等の交流を通して、豊かな情操を養い、コミュニケーション能力の向上を図る。

- ③いじめ防止のため、学級経営にかかわる指導法及びいじめ対応などの研修を充実させる。
 ◇ハイパーQ-Uの分析を行い、情報共有を行う。
 ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署等を講師とした研修を行う。
- ④「いじめ防止対策基本方針」に関連する計画（対策検討委員会、年間指導計画等）については改善のための見直しを年度末に行う。

- (2) 早期発見 ○アンケート調査の実施（ふれあい月間6月・11月・2月）
 ○児童が相談しやすい体制の整備（スクールカウンセラーとの連携）
 ○いじめに関する情報の共有

- ①いじめ防止月間を定め、児童への啓発とともに児童アンケート、面談（全児童面談）等を実施し、早期発見に努める。
 ②悩んでいる児童が相談しやすい体制、環境を整備する

- (3) 早期対応 ○速やかな組織的対応
 ○安全の確保
 ○毅然とした指導

- ①重大事態が発生した場合、港区教育委員会へ事態発生について速やかに報告する。
 ②いじめが発生した場合には、校内サポート会議により対応を検討するとともに、関係機関との連携を密にして、解決に取り組む。
 ③「いじめ等対策委員会」を設置し、関係機関等の外部委員との連携のもと解決を図る。
 ④関係保護者との連絡、報告等を常に行い、相互理解のもと解決を図る。
 ⑤港区教育委員会への連絡、報告等を速やかに行う。

- (4) 重大事態への対処 ○安全確保
 ○関係諸機関との相談・連携
 ○事実関係を明確にする調査

- ①「いじめ等対策委員会」を中心に、学校、保護者、地域・関係諸機関が一つになって子供を守る姿勢で対応する。
 ②被害児童への子供の保護・ケアを確実に進める。[複数での指導 カウンセリングのケア等]
 ③加害児童への働きかけを適切に進める。[別室での指導、警察等との相談]
 ④関係機関との連携を進める。

4 港区立高輪台小学校いじめ防止対策年間計画

月	児童（保護者）への働きかけ	教職員の研修・関係機関との連携等
4	保護者会等でいじめに対する学校の基本方針の提示 (学年学級での具体的指導)	*いじめ等防止にかかわる教育計画・学級経営の研修① *生活指導部会・学年会での情報共有
5		*生活指導部会・学年会での情報共有 *第1回いじめ防止対策委員会
6	★いじめ防止月間（ふれあい月間） ・校長講話 学級指導 ・生活状況調査・個人面談 ・ハイパーQ-Uの実施 ・高松アカデミーあいさつ運動 ・道徳授業地区公開講座	*学校評議員会 *生活実態調査にかかわる対応等 *生活指導部会・学年会での情報共有 *高松アカデミー研究（幼・小中）
7		*ハイパーQ-Uの担任の分析と学年共有 *生活指導部会・学年会での情報共有 *第2回いじめ防止対策委員会

8		*ハイパーQ-Uの分析結果報告と今後の対応を全教員で確認（いじめ防止等、児童の生活にかかわる対応策の検討） *いじめ等防止にかかわる教育計画・学級経営の研修②
9	幼小交流（5年） 小中交流（6年）	*生活指導部会・学年会での情報共有 *高松アカデミー研究（幼・小中）
10	・高松アカデミーあいさつ運動	*生活指導部会・学年会での情報共有
11	★いじめ防止月間（ふれあい月間） ・校長講話 学級指導 ・生活状況調査・個人面談	*生活指導部会・学年会での情報共有 *学校評議員会 *高松アカデミー研究（幼・小中）
12	6年義士祭ガイド（地域との交流）	*生活指導部会・学年会での情報共有
1		*生活指導部会・学年会での情報共有
2	★いじめ防止月間（ふれあい月間） ・校長講話 学級指導 ・生活状況調査・個人面談 ・ふれあい給食（1年と保育園・幼稚園との給食交流）	*生活指導部会・学年会での情報共有 *学校評議員会 *第3回いじめ防止対策委員会
3		*生活指導部会・学年会での情報共有 いじめに関わる計画等の見直し改善

5 港区立高輪台小学校いじめ等対策委員会

1 委員長	校長
2 副委員長	副校長
3 委員	関係機関① 高輪警察少年課係長、スクールサポーター
4 委員	関係機関② 民生・児童委員（主任児童委員） 子ども家庭支援センター担当
5 委員	関係機関③ 学校法律相談 学校担当弁護士
6 委員	関係機関④ PTA会長（担当役員）
7 委員	スクールカウンセラー（都・区）
8 学校委員	(1) 生活指導主任・いじめ不登校担当教員 (2) 養護教諭 (3) 主幹教諭 (4) 学年主任・専科主任

※早期解決を図るため、必要に応じて学校医、スクールソーシャルワーカー等が出席する、